

健康きりしま 21(第5次)計画策定仕様書

1. 委託業務名

健康きりしま 21 (第5次) 計画策定業務

2. 業務目的

本業務は、健康増進法第8条第2項に基づく本市の「健康きりしま 21 (第4次) 計画(以下「現計画」という。)」が令和9年度をもって計画期間を終了することから、現計画の最終評価及び令和10年度から令和14年度までの次期5か年計画「健康きりしま 21 (第5次) 計画(健康増進計画、母子保健計画、食育推進計画)(以下「新計画」という。)」を策定する。

なお、総合的な健康づくりの指針とするため、食育基本法第18条第1項に基づく「霧島市食育推進計画」と一体的に策定する。

3. 履行場所

霧島市

4. 委託期間

委託締結の日から令和10年3月31日まで

5. 業務委託内容

次期計画の策定を効率的に進めるため、概ね次の業務を実施する。ただし、業務内容は、計画策定に必要と思われる事項を示したものであり、詳細についてはプロポーザルでの受託者の企画提案書を踏まえて、委託者及び受託者で協議して決定する。

また、各種調査の項目、内容等については、今後国や県から示される方針等を踏まえ、適宜変更、調整等を行うものとする。

なお、受託者(以下「乙」という。)は、委託者 霧島市(以下、「甲」という。)における健康増進事業、母子保健事業及び食育推進施策の現状を十分に理解し、業務を行うこと。

<令和8年度業務>

(1) 市民アンケート調査の作成・発送・回収

ア. 調査票の設計、作成及び印刷業務

- ・調査項目については、本市ワーキンググループで協議し作成内容とすることを想定している。また、調査票の原案をWordデータ渡しとすること。
- ・調査票の印刷は、乙にて行うものとし、調査票については、フォント、ページ数等変更することなく、そのまま両面刷りにて使用すること。
- ・インターネットでの回答ができるよう対応すること。また、郵送による回答と重複が無いよう対応すること。

イ. 調査票の発送及び回収業務

(ア) 対象者

無作為抽出による 20 歳以上の市民	1,300 件
学校を通じて二段無作為抽出した児童・生徒（小 5、中 1、中 3）	350 件
国分中央高等学校	250 件
無作為抽出による 0～6 歳児の保護者	1,400 件
無作為抽出による 2～7 か月児の母親及び父親	各 400 件
市が情報を有する飲食店等	700 件

（受動喫煙に対する内容は保健所から一部提供あり）

(イ) 配布方法

- ・ 郵送料は、乙が負担すること。
- ・ 甲が提供する対象者リスト（データ）を基に乙が宛名等の印字、調査表等の封入・封緘作業、発送を行う。

(ウ) 回収方法

- ・ 回収方法は、返信封筒を用いた郵送による回収とすること。

目標回収数(有効回答数)

無作為抽出による 20 歳以上の市民	600 件
無作為抽出による 0～6 歳児の保護者	600 件
無作為抽出による 2～7 か月児の母親及び父親	各 180 件
市が情報を有する飲食店等	320 件

- ・ 返信用封筒（封筒作製、料金受取人払郵便に係る手続業務等含む）及び郵送料については、乙の負担とし、返送先を霧島市役所健康増進課（郵便局留め）とすること。

ウ. 調査票結果の入力業務

乙は、調査結果のデータ入力を行うこと。

エ. データ集計・分析業務

乙は、設問ごとの単純集計を行うほか、性別、年齢別、前回調査との比較など分類ごとにクロス集計を行う。また、調査結果から得られた問題点や課題についても、今後の政策評価の際の評価項目として活用できるようにとりまとめ、調査結果からみられる傾向等について、市全体の分析を行うこと。

オ. 成果品の納入

- ・ 記載の文書やレイアウト、内容については、甲と協議すること。
- ・ 調査内容の報告書を A 4 縦、横書き版で作成し、PDF 形式及び修正可能な形式（Word、Excel 等）の 2 種類を納品すること。納品時期は、協議の上、決定する。（令和 9 年 3 月上旬を予定）
- ・ その他、求めに応じて報告に関する資料等の提出を行うこと。

(2) 工程管理

甲と協議の上、計画策定に係る全体行程表を作成すること。工程表はその進捗にあわせて適宜、見直しを行う。なお、令和 9 年度においても同様とする。

〈令和9年度業務〉

(1) 健康きりしま 21 (第4次) 計画策定業務の検証

以下の項目に係る評価・分析・課題の抽出をすること。

- ・健康きりしま 21 (第4次) 計画の運営全般
- ・基本目標及び重点施策
- ・健康増進計画、食育推進計画、母子保健計画における各種施策
- ・上記を踏まえ、次期計画に向けて真に解決すべきものの課題整理

(2) 課題解決支援

- ・アンケート調査の結果及び健康きりしま 21 (第4次) 計画の検証で明らかになった課題を解決するための支援
- ・国や県の計画、健康増進法や食育推進法及び母子保健法や各事業制度をめぐる制度改正の動向や情報を反映した施策提案等
- ・受託者が保有する人材・ノウハウ・強み、経験値(過去に受託した計画策定業務等の経験等) を活用した助言や施策提案等
- ・他市における先進事例や成功事例に基づく助言や施策提案等
- ・その他、課題の解決に有効と思われる支援

(3) 次期計画の骨子案及び素案の作成

現状分析結果、霧島市健康・生きがいつくり推進協議会及び霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会、パブリックコメント、委託者等の意見等を踏まえた上で作成すること。

(4) パブリックコメントの実施支援業務

パブリックコメントの意見に対して、助言・支援を行うこと。

(5) 霧島市健康・生きがいつくり推進協議会等への参画と運営支援

- ・必要に応じて、霧島市健康・生きがいつくり推進協議会(年2回程度開催予定)、霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会(年1回程度開催予定)等へ出席し、説明や議事録の作成を行うこと。

(1) 市民アンケート調査の分析

(2) 現状把握による分析

(3) 課題抽出、施策の検討

(4) 計画策定

- ①計画構成の検討(骨子、基本理念・方針(案)の検討、施策体系の整理)
- ②計画素案の作成
- ③パブリックコメントの実施支援
- ④最終案の作成(補正、修正等)
- ⑤成果志向に基づく数値目標の設定

⑥計画推進体制の構築

(5) 会議開催等への支援

①支援会議:以下の健康・生きがいつくり推進における各会議

- ・アンケート結果説明 1回
- ・霧島市健康・生きがいつくり推進本部会議 2回
- ・霧島市健康・生きがいつくり推進協議会 2回
- ・霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会 2回×5=10回

②会議資料の作成及び必要に応じて会議へ出席する。

(6) 計画書及び概要版の版下の作成

(7) 成果品及び印刷・納品

- ①市民アンケート調査結果報告書 A4判、4色刷り、簡易製本1部
- ②健康きりしま21(第5次)計画書 A4判、4色刷り、簡易製本1部
- ③健康きりしま21(第5次)計画書概要版 A3、二つ折り、4色刷り1部
- ④その他納品:上記①②③及び関連資料データ(CD等) 一式

(8) 打ち合わせ等

6. 注意事項

- ・本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
- ・本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。
- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律や、霧島市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- ・本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- ・本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度、委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- ・受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切委託者に帰属するものとする。
- ・業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。